

一、四月一日、職工の...
 一、非正規雇用...
 一、労働組合...
 一、労働組合...

一、労働組合...
 一、労働組合...
 一、労働組合...
 一、労働組合...

別記 要求書

- 一、退職手當の制定セラレタシ(一年未満十四分以下、一年未満十度以上、一年未満十度以上)
- 一、即時日給位上ノコト(一月以下二十分、二月以下十分、三月以下五分)
- 一、支拂日ヲ十四日、晦日トスルコト(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十)
- 一、一年二回ノ昇給ヲスルコト(但し一人五分以上)
- 一、臨時工ヲ即時在雇スルコト(一、二年二回ノ賞与ヲ定メラレタシ(日給十分以上))
- 一、一年二回復業員ニ対シテ慰労金ヲ付スルコト
- 一、労働者ノ半額以上ノ日給以上、一、公体日給初ハ五割増ノコト
- 一、四大節ハ公休セラレタシ(但し日給全額ヲ支給ノコト)
- 一、浴場ヲ設置セシメタシ(一、健康保険金ハ全額ヲ付与シ一、時給ノコト)
- 一、手帳、後備及簡便英呼召票ハ日給全額ヲ支給ノコト
- 一、労働組合ヲ公認セラレタシ
- 一、飲田小山両名ノ工場内ノ平和ヲ乱ススト認メ即時解雇セラレタシ
- 一、工場内ノ諸事変更ノ件ハ組合員ノ代表ト協議ノ上定メラレタシ

昭和四年三月三十日

従業員一同

水垣合資會社御中